



# 市民の皆さんの活動を支援します。

## 市の公用車を貸出しします

市では「市民協働のまちづくり」を進める一環として、市民団体などの公益活動を支援するため、4月から市が所有する公用車を公務に支障のない範囲で貸出しします。

### ◆貸出し対象車両

交通安全指導車(青色防犯パトロール車)4台、軽トラック3台、トラック(2ト)1台、ワゴン車2台

○交通安全指導車…平日、土・日曜日、祝日  
午前8時30分～午後8時

岩間支所所有車は、平日は午後5時30分からとなります。

○軽トラック・トラック・ワゴン車…土・日曜日のみ  
午前8時30分～午後5時30分

### ◆貸出し対象団体…市内で活動する公益的な団体

防犯パトロール団体、交通安全活動団体、自治会、町内会、PTA、子ども会育成会、スポーツ少年団、社協登録ボランティア団体、公益活動団体(市民活動課に事前届出が必要)など

### ◆貸出し対象活動…市内の公益活動

市内の防犯パトロール、市内の道路・河川・公園・学校など公共施設などの美化・清掃活動、リサイクル活動、市内で開催するスポーツ大会・イベントなどの備品運搬など

### ◆使用料

燃料代として一律【4時間未満…500円】  
【4時間以上…1,000円】

### ◆申請方法

使用する1か月前～5日前までに申請書兼誓約書(運転免許証の写し)を、本所市民活動課・支所生活課に提出してください。

※市の行事などにより、貸出しできないことがあります。

## 市民活動に助成します

新市の市民参画を推進するとともに、市民と行政がそれぞれの役割を分担しながら「協働のまちづくり」に取り組むため、市民活動経費に対する助成をします。

### ◆助成対象団体…市内で活動する公益的な団体

活動分野・運営体制を問わず、団体の規約などが整備され、構成員が5人以上で構成する団体。

※営利活動を目的とする団体および政治団体、宗教団体は対象外。

### ◆対象事業

(1)新規事業…団体が新たな取り組みを行うための事業

(2)連携統合事業…団体間の連携・共同また

は統合により、事業拡大を図るための事業  
(3)広報事業…先進的な事業で、その趣旨を広く周知させるための事業

### ◆助成金

対象事業の2分の1以内で、10万円を限度(予算の範囲内)とします。

### 【第1回公募期限】

5月15日(火)までに希望調書を市民活動課に提出してください。

問合せ 本所市民活動課(内線134)・笠間支所生活課(72121)・岩間支所生活課(73162)